

人 権 方 針

1 総則

イタックス株式会社（以下、当社）は、国際的に認められている「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて事業活動を行います。

2 適用範囲

本方針は、当社の全ての役職員（役員、正社員、契約社員、パート従業員等を含む全ての従業員）に対して適用されます。

また、ビジネスパートナー、サプライヤー及びその他の関係者による人権への負の影響が当社の事業と直接つながっている場合、当社はビジネスパートナー、サプライヤー及びその他の関係者に対しても人権を尊重し、侵害しないよう求めます。

3 人権尊重責任と法遵守

当社は、全ての役職員、お客さま、地域社会の人々、ビジネスパートナー、その他のステークホルダーの人権を尊重します。

あらゆる差別、強制労働、児童労働、非人道的扱いを禁止し、結社の自由や賃金、労働時間、安全管理等を含めた適切な労働条件・環境を守ります。

当社は、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。ただし、各国・地域の法令と、国際的な人権の原則の間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重します。

4 人権デューデリジェンス

当社は、人権デューデリジェンスの仕組みを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止・軽減に取り組みます。

5 是正・教育

自らの事業活動において人権への負の影響が引き起こされ、またはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正に取り組みます。

当社は、本方針が効果的に実施されるよう、全ての役職員に対して適切な教育・研修を行うとともに、本方針が企業活動に定着するよう努めます。

制定 2025年 3月 1日

イタックス株式会社
代表取締役 江原 利晴